

令和8年度も継続します！

自転車に乗車するときは

「ヘルメット」をかぶりましょう！



津島市では、自転車乗車時のヘルメット着用を促進するため、自転車を利用する児童生徒等又は高齢者に対し、自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金を交付します。

○受付期間

令和8年4月1日（水）～

令和9年3月1日（月）

※領収書の日付から3ヶ月以内に申請してください。

※予算の上限に達した場合、期間中であっても補助を終了することがあります。

※窓口の受付時間は、平日午前8時30分～午後5時15分です。閉庁日や時間外での窓口申請はできません。

※郵送での申請も可能です。

令和8年4月1日から令和9年3月1日までの消印有効
〒496-8686 津島市立込町2丁目21番地
市民協働課ヘルメット補助金担当宛

○補助対象となるヘルメット

次のいずれかの安全認証を受けた新品の自転車用ヘルメット



※EN1078の記載が必要

※令和8年4月1日以降に購入されたヘルメットが対象です。
※中古品やバイク用ヘルメットは対象外です。

○補助金額

ヘルメット購入費用の2分の1

上限2,000円、10円未満切捨て

※使用者1人につき、ヘルメット1つ限り補助します。

※送料は除きます。また、カードポイントや通販会社・店舗のポイント値引き等を利用した分は購入費用から除きます。

○補助対象者

過去に同補助金を受けていない津島市民で次の年齢の方（令和9年3月31日時点）

① 7歳～18歳の児童生徒等

② 65歳以上の高齢者

※ヘルメット使用者が18歳未満の場合は、保護者が申請してください

提出書類



① 申請書（補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書）

市民協働課窓口にあります

市ホームページからもダウンロードできます

② 通帳の写し

キャッシュカードの写しでも可能です

③ 領収書の写し

令和8年4月1日から令和9年3月1日までに発行のもの
領収書の日付から3ヶ月以内に申請ください

④ 安全認証が確認できる書類

現物のご提示でも可能です

申請の流れ

- | | |
|---|------------------------------|
| 1 | 指定の安全認証を受けた新品の自転車用ヘルメットを購入する |
| 2 | 提出書類4点を準備して津島市役所市民協働課へ申請する |
| 3 | 補助金交付決定通知書兼額の確定通知書が市役所から届く |
| 4 | 補助金が指定した口座へ振り込まれる |

ヘルメット補助金を 利用した場合の計算例

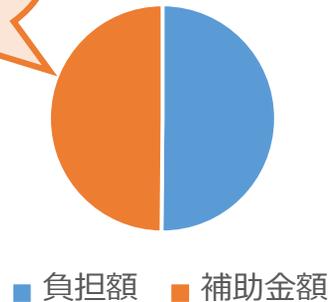
①税込**3,410円**のヘルメットを購入した場合
補助金額⇒**1,700円**

【 $3,410円 \times 1/2 = 1,700円$ （10円未満切り捨て）】

【 $3,410円 - 1,700円 = 1,710円$ 】

約1/2
の補助！

3,410円の場合



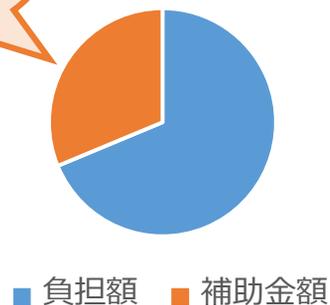
②税込**6,400円**のヘルメットを購入した場合
補助金額⇒**2,000円**

【 $6,400円 \times 1/2 = 3,200円$ （上限2,000円）】

【 $6,400円 - 2,000円 = 4,400円$ 】

約1/3
の補助！

6,400円の場合



※インターネットで購入したヘルメットも対象となりますが、送料は除きます。

また、カードポイントや通販会社・店舗のポイント値引き等を利用した分は購入費用から除きます。

道路交通法が 一部改正されました

道路交通法の改正により、すべての自転車利用者のヘルメット着用が令和5年4月1日から努力義務となりました。

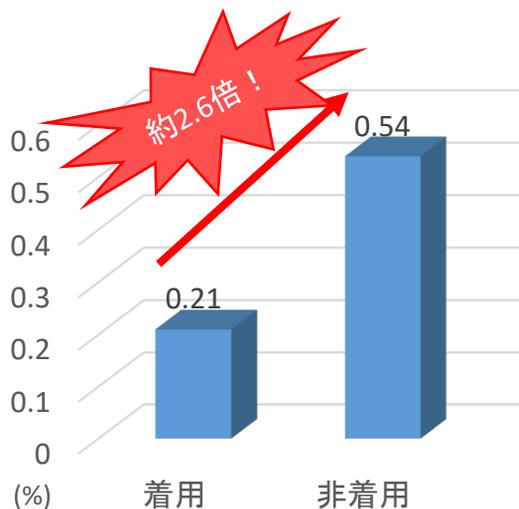
また、愛知県では既に令和3年10月1日施行の安全で適正な自転車の利用に関する条例で自賠責保険への加入義務及びヘルメット着用の努力義務となっています。

交通事故被害を軽減させるためには頭部を守ることが重要です。

お気に入りのヘルメットを着用し、大切な命を守りましょう。



ヘルメット着用別の致死率



【ヘルメットは正しく着用しましょう】

- 頭のサイズに合ったものを選びましょう
- 先端は眉毛の上辺りに合わせて水平に
- 顎ひもは、指が1～2本入る程度に調整